

あなたの賃金 上がるつくる?

上がります、最低賃金

2023年10月1日から北海道の

地域別最低賃金は

960円 時給

1,200円 時給

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金
が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算さ
れるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。



最低賃金は、
都道府県ごと
に毎年、見直されて
います

最低賃金額
を下回る賃
金は法律違反とな
り、下回った場合、
差額を請求できます

会社は、最低
賃金額以上
の賃金を支払う義
務があります

最低賃金は、パートタイマー
や学生バイト、臨時、嘱託など
雇用形態や呼称に関係なく、原
則すべての労働者とその使用者
に適用されます



「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら、なんでも労働相談ホットラインへ



日本労働組合総連合会北海道連合会(連合北海道)

0120-154-052

いこく よれんごうに

スマホ・
携帯
OK

〒060-8616
札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル6F
<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

連合北海道





あなたの 最低賃金

今すぐ
チェック

①確認 | 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当

対象
でない

一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

②比較 | 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。



時給の人

時給額 そのままOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

③相談 | 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは
大丈夫?
ウェブで
チェック!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…
なんでも労働相談ホットラインへ!



日本労働組合総連合会(連合)



0120-154-052

い こ う よ れ ん ご う に